# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

# Research and Legislative Reference Bureau National Diet Library

論題 Title	プラットフォームと憲法上の論点
他言語論題 Title in other language	Platforms and Constitutional Points in Question
著者 / 所属 Author(s)	曽我部 真裕(SOGABE Masahiro)/京都大学大学院法学研究科教授
書名 Title of Book	コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題 科学技術 に関する調査プロジェクト報告書 (Trends and Issues of Social Media in the Era of Coronavirus)
シリーズ Series	調査資料 2020-4(Research Materials 2020-4)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2021-03-25
ページ Pages	
ISBN	978-4-87582-875-4
本文の言語 Language	日本語(Japanese)
摘要 Abstract	

- \* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。
- \* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。



# 「プラットフォームと憲法上の論点」

国立国会図書館「コロナ時代のソーシャルメディアの動向と課題」

2020/11/12 曽我部真裕

1

#### スライド 1

# 自己紹介

曽我部真裕(そがべまさひろ)

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授(憲法・情報法)。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程(中退)、司法修習生(第54期)、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構(BPO)放送人権委員会委員、朝日新聞論壇委員、情報法制研究所(JILIS)理事、情報法制学会(ALIS)代表など。著編著に『情報法概説(第2版)』(共著、弘文堂)、『憲法 I 総論・統治』『憲法 II 人権』(共著、日本評論社)など。

Twitter: @masahirosogabe

Blog: https://masahirosogabe.hatenablog.com/

2

## 憲法と表現の自由

### □ 憲法21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

### □ 伝統的な理解

- 憲法は国家を縛るもの。個人や企業を縛るものではない。
  - 企業が表現の自由を制限しても、憲法とは関係ない。
  - 国家・個人(企業)という二面関係を想定。
- 表現の自由は、国家の介入を禁止するもの。
  - やや大げさに言えば、国家は、情報空間を放置していればよい。

ソーシャルメディアの台頭で、再考の余地はないか?

3

#### スライド3

### 二面関係から三面関係へ

- 今日、多くの表現活動は、民間企業であるソーシャルメディアのプラット フォーム上で行われる。
- ・国家・個人という二面関係ではなく、国家・プラットフォーム・個人という三面関係を想定する必要がないか。
- ・三面関係を前提として、ソーシャルメディアの規制と、ソーシャルメディアによる規制に区分して議論。

4

# ソーシャルメディアの規制

- 「オフラインで違法なものは、オンラインでも違法 という大原則。
- ただ、伝統的な規制手段では追い付かない。
  - 例えば、名誉毀損は違法で、民刑事上の責任が発生するが、ソーシャルメディア上では数が多すぎ、また、匿名性もあり法的責任を問うことが困難で、 泣き寝入りとなりがち。
- そこで、違法表現の削除などをソーシャルメディアに期待する方向に。
  - 法的に削除義務を課すのか、自主規制に委ねるのかは、幅があり得る。

5

#### スライド 5

# ソーシャルメディアによる規制への対処



https://toyokeizai.net/articles/-/143220

- 適法なコンテンツをソーシャルメディアがポリシーに基づいて削除するケース。
- ソーシャルメディアによる検閲ではないか、 とも思われるが、憲法は適用されない。
  - かえって、ソーシャルメディアにも表現の 自由がある。
- 他方、フェイクニュース等を放置すること に弊害があることも確か。
- 国家はどのように関わるべきか?

6

## 「情報空間」の維持と、表現の自由の客観法的側面

- 表現の自由には、国家の介入を排除するという個々の表現主体の権利 だけではなく、「表現空間」に多様な情報が流通することを国家が確保す る義務も含まれるのではないか?
- そこからすれば、下記のようなものについて国家が表現の自由の名の下に おいて一定の対処が可能になるのではないか。
  - ソーシャルメディアによる過度の「検閲」
  - フィルターバブルを過度に促進する行為
  - ボット等を使った過度の世論操作的な動き、など。
- 他方で、こうした対処が、逆効果になってはならず、具体的な介入方法 については慎重な考慮が求められる。

スライド7

# 「情報空間」の維持と、表現の自由の客観法的側面

- 国家による対処はソーシャルメディ アの規制だけではない。
  - 表現の自由とトレードオフにならな いアプローチもある。
- 伝統メディアの立て直し
- 公共放送の役割

- 日本でも年間100件のフェイクニュー ス。特に若者が接触。
- 今後ディープフェイクなどで増える可能 性がある。
- ・ 表現の自由に配慮し、民間の取り組 みを重視すべき。

- フェイクニュース対策に有効なのは情
- 加工されていない情報が分かることが 特に重要。
- 現状の教育・研修は効果が限定的。 信じる割合に年代差がない。

- 「SNS・ネット上の投稿内容に関する もの」など、<mark>効果的な教育・研修</mark>を普 及させる。
- 30代以上は受講率が40%と低め。 中高年以上への啓発も進める。

- 「ファクトチェック」知っている人17%。 ファクトチェック済みのフェイクニュースを
  - 75%は信じている。 シェアの際の表示、ニュース閲覧者へ 配信、検索時表示、メディアから配信。 技術開発促進も必要。

Innovation Nippon 2019 「日本におけるフェイクニュースの実態と対処策」 (http://www.innovation-nippon.jp/?p=815)

国家は、多様なアプローチで「情報空間」の在り方に配慮することが求められる。

# パネリスト報告3

# プラットフォームと憲法上の論点

京都大学大学院法学研究科 教授 曽我部 真裕

表現の自由は、憲法 21 条において保障されています。その前提としてご確認いただきたいのは、スライド 3 の下半分に書いたことです。すなわち、憲法はそもそも国家を縛るもので、個人や企業を縛るものではありません。したがって、企業が表現の自由を制限しても、憲法とは関係ないというのが基本的な考え方です。言い換えると、憲法は国家と個人(企業)の関係を規律するもので、二面関係を想定するのが古典的な理解です。

これを表現の自由の話に置き換えると、表現の自由は国家の介入を禁止します。すなわち、 国家は情報空間を放置していればよいのです。国家が情報空間を放置していれば表現の自由に 関する憲法上の要件は満たされる、というのが伝統的な理解です。ソーシャルメディアの台頭 によって問われているのは、こうした伝統的理解を再考する余地があるのかないのかというこ とです。

先ほど二面関係だと申しましたが、現在ではむしろ三面関係、あるいはもっと多面関係をイメージすべきではないでしょうか(スライド 4)。今日、多くの表現活動は、民間企業であるソーシャルメディアのプラットフォーム上で行われています。したがって、国家・個人という二面関係ではなく、国家・プラットフォーム・個人という三面関係を想定しなければならないのではないでしょうか。この三面関係を前提として、国家によるソーシャルメディアの規制と、ソーシャルメディアによるユーザーの規制を区別して議論すべきだという話になるかと思います。

ソーシャルメディアの国家による規制の大原則は、インターネット黎明期によく言われた「オフラインで違法なものは、オンラインでも違法である」というものです(スライド 5)。ただ、伝統的な規制手段では、なかなか追い付きません。例えば、名誉毀損は違法で、民刑事上の責任が発生しますので、民事訴訟で民事責任を問うたり、場合によっては、刑事事件として処罰したりすることができます。しかし、ソーシャルメディア上の名誉毀損的表現はあまりにも数が多すぎ、裁判をしたのでは追い付きません。また、匿名性もあり、法的責任を問うことが困難です。違法ではあるが、実際に責任をとることができない場合が余りにも多くなっています。そうすると、国家がソーシャルメディアを規制して、ソーシャルメディア側でユーザーを規律して、違法表現の削除などをするよう期待する方向に向かっていきます。法的に削除義務を課すことが他国ではなされていますが、日本では自主規制の役割が大きいのが実状です。いずれにせよ、国家がソーシャルメディアにユーザーの振る舞いをコントロールすることを期待するという話です。

そうすると、他方で、ソーシャルメディアが、自分たちが運営するプラットフォーム上の情報空間を過剰規制してしまう局面もあることが時折問題となります。これはソーシャルメディアによる検閲ではないかと、強い言葉で批判されることもあります。スライド6の左の写真は、ベトナム戦争のときに撮影された「戦争の恐怖」と題するもので、ピューリッツアー賞を取っ

た有名なものです。これが Facebook 上で 2016 年に削除され、問題になったことがあります。 この類いの話は、時々問題になります。

では、Facebook は憲法違反なのかというと、Facebook は民間企業ですので前述のように憲法が適用されません。また、Facebook にも、憲法上の表現の自由があります。他方、本日も話題になっていますが、フェイクニュース等を放置することに弊害があることも確かです。その中で、国家はどう関わるべきか問われています。

最近、アメリカの新聞が民主党の大統領候補バイデン氏の息子に関する疑惑報道を掲載した ところ、それをソーシャルメディアが拡散制限しました。これもソーシャルメディアによる過 剰規制ではないかと問題になっています。

このような問題は、憲法上の表現の自由の観点から、どのように語ることができるのでしょうか (スライド 7)。これは専門家向けの話になってしまうかもしれませんが、表現の自由には、国家の介入を排除するという個々の表現主体の権利だけでなく、「表現空間」に多様な情報が流通することを国家が確保する義務も含まれるということを申し上げたい。これは、冒頭で触れたことと関わります。表現の自由は国家の介入を禁止するものであって、国家は情報空間を放置しておけばよいというのが伝統的な理解でした。そうではなく、もう少し情報空間の在り方に国家は関心を持つべきではないでしょうか。表現空間に多様な情報が流通することを国家が確保する義務も含まれるのであれば、国家が表現の自由の名の下に一定の対処を行うことが可能になるのではないか。例えば、表現の多様性を縮減するソーシャルメディアによる過度の「検閲」への対処です。また、フィルターバブル(自分の興味関心に合う情報のみに囲まれた状況)を過度に促進する行為や、ボット (1) 等を使った過度の世論操作的な動きなども、国家の関心事となってしかるべきではないでしょうか。

他方で、具体的にどういった介入方法があるかというと、なかなか難しく、ある介入行為は 両刃の剣的な性格があって逆効果になる場合もありますので、具体的な介入方法については慎 重な考慮が求められます。端的にフェイクニュースを積極的に規制すればよいという話にはな かなかなりません。ソーシャルメディアを規制するだけの話ではないのです。

表現の自由とトレードオフにならないアプローチもあります。スライド8は、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)から先日発表された「日本におけるフェイクニュースの実態と対処策」という優れた報告書の結論部分からお借りしてきたもので、多様な対策が考えられます。この他にも伝統メディア、マスメディアの立て直し、公共放送の役割などもあります。公共放送というと NHK ですが、受信料が高い、受信料をなぜ払わなければならないのか、民業圧迫だなどとして、公共放送を小さくするような主張が非常によく聞かれますが、本当にそれでよいのかも考えていく必要があると思います。

それから、平先生もお書きになっておられますが、Google が伝統的なジャーナリズムを立て直すため 1,000 億円支援をするというニュースもあります <sup>(2)</sup>。端的に国家がソーシャルメディアを規制するだけでは、問題の解決につながりません。多様なアプローチを考えていかなければならないということです。

<sup>(1)</sup> インターネット上で自動化された処理を実行するソフトウェア。ソーシャルメディアへの投稿を自動で行うものがある。

<sup>(2)</sup> 平和博「Google が 1,000 億円をメディアに払う見返りは何か?」『新聞紙学的』2020.10.4. <a href="https://kaztaira.wordpress.com/2020/10/04/why">https://kaztaira.wordpress.com/2020/10/04/why</a> google pay one billion dollar to publishers/>